食品業部会規程

武蔵野商工会議所

食品業部会規程

第一章　総則

（名　　称）

第１条　　本会は武蔵野商工会議所食品業部会（以下）部会とする。

（所在及び所属）

第２条　　部会は東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目１０番７号所在の武蔵野商工会議所（以下会議所と称する）の一部会として会議所に属する。

（目　　的）

第３条　　部会は商工会議所の定款に定めれた原則に基づき、部会の会員が営んでいる事業の適切な改善発達及び会員相互の協力親善を図る事を目的とする。

（事　　業）

第４条　　部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

１．事業に関する調査、研究
２．事業に関する情報及び資料の収集並びに刊行
３．従業員の福利厚生に関する事業
４．事業に関する講演会及び講習会の開催
５．部会の意思の表示及び要望
６．事業に関する技術及び技能の普及
７．会員相互の協力
８．他部会及び関係諸団体との協調
９．その他部会の目的を達成する為に必要な事業

（会議所定款の準用）

第５条　　部会の運営についてはこの規程に定めてあるものの外は会議所の定款によるものとする。

第二章　　会員

（会員資格）

第６条　　部会は会議所の会員のうち、当部会該当業種を営むものをもって会員とする。

第三章　　役員

（役員の種類及び数）

第７条　　部会に次の役員を置く。

１．部会長　１名

２．副部会長　２名

３．評議員　若干名

４．監事　２名

（役員の選任）

第８条　　評議員、監事は部会総会（以下総会と称する）において部会員より選出する。選出の方法は選挙、又は総会の認める他の方法による。

但し、当部会に所属する会議所議員は評議員となる。

部会長及び副部会長は、評議員の互選により選出する。

（部会長、副部会長の職務）

第９条

１．部会長は部会を代表し会務を総括する。

部会長は必要に応じて会議所の常議員会に出席して部会に関する意見を述べる事が出来る。

２．部会長は部会の状況を毎年少なくとも１回議員総会に報告しなければならない。

３．副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行し、部会長が欠員の時はその職務を行う。

（評議員、監事の職務）

第１０条　　評議員は部会の運営に当たる。

監事は部会の業務及び経理を監査し、その結果を部会総会に報告する。

（役員の任期）

第１１条　　部会長、副部会長、評議員、監事の任期はそれぞれ３年とする。

但し、補欠選任された場合は前任者の残任期間とする。

役員は全て任期満了の場合でも後任者が就任するまで引き続きその業務を行うものとする。

（顧問、相談役）

第１２条　　部会の運営上、必要に応じ総会の決議により学職経験者及び部会関係者の功労者中から顧問、相談役を置くことができる。

第四章　会議

（会議の種類、招集、議長）

第１３条

１．部会の会議は総会、評議員とし部会長が召集する。

２．総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は事業年度終了後、３ヶ月以内に開催し、臨時総会は部会長が必要と認めたとき又は、部会員が総部会員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を明記した書類を部会長に提出して召集を認めた時開催する。

３．総会の招集は少なくとも７日前までには各会員に対し会議の目的たる事項、日時、場所につき通知しなければならない。

４．総会及び評議員会の議長には部会長をもってあてる。
部会長事故あるとき又は欠員の時は副部会長が議長となる。

（総会の議事）

第１４条

１．総会の成立は、総部会員の３分の１以上の出席がなければ議事を開き議決する事が出来ない。

２．総会の議事は第４項の但し書き及び第１５条に規定する事を除き、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

３．総会における会員の表決権及び選挙権は各々１個とする。

４．総会に於いては召集の通知にあらかじめ記載した事項についてのみ議決する事ができる。但し、出席者の３分２以上の同意があった場合はこの限りではない。

５．総会の表決及び選挙について、総会に欠席する会員は委任状により権利の行使を出席会員に委任する事ができる。

６．総会に於いてはその延期又は続行の決議をする事ができる。この場合召集の通知は必要としない。

（総会の特別議決方法）

第１５条　次の掲げる事項は総会に於いて総部会員の３分の１以上が出席し、出席者３分の２以上の多数による議決を必要とする。

１．規程の変更

２．解散